

会員各位

京都府中小企業団体中央会
会 長 安 藤 源 行

ハラスメント講習会のご案内

平素は、本会の事業運営につきまして、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、今般、労働施策総合推進法等が改正され、カスタマーハラスメントを防止するための雇用管理上必要な措置が事業主に義務付けられることになりました。

これまで、様々なハラスメントが法律に規定されてきましたが、何がハラスメントにあたるのか、どのような社内規程や社内体制を整えなければならないのか等について、今回法定されるに至ったカスタマーハラスメントを中心に解説していただきます。また、講習会終了後には個別相談会を予定しています。

参加を希望されます場合は、別紙の参加申込書により12月5日(金)までにFAXもしくは電子メールにてお申し込みをお願いします。

記

日 時 令和7年12月12日(金) 14:00～16:00 (受付13:30～)

場 所 京都経済センター4階 会議室4-A
京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町7-8

内 容 ①テーマ 「ハラスメントの事例と対応」
講 師 秋田 洋一郎 氏 (京都労働局雇用環境・均等室)

②テーマ 「ハラスメント対応社内体制をつくる」
講 師 横手 崇 氏 (京都働き方改革推進支援センター
社会保険労務士、ハラスメント防止コンサルタント)

参 加 申 込 申込書に必要事項をご記入のうえ、12月5日(金)までにFAXもしくは電子メールにてお申し込みください。

定 員 先着30名様
※定員に達した場合は、募集を終了することがあります。

以上